

訪問介護事業所管理者様

『在宅におけるたんの吸引等サービス提供事業所が行う
研修・支援体制と阻害要因に関する実態調査』

ご協力をお願い

謹啓

初春の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
病気をもちつつも可能な限り住み慣れた場所で、吸引や経管栄養が必要な方々も、介護員の方々に支えられながら過ごしておられます。
介護員のたん吸引等の医療行為は、2012年4月より法律で認められ、各県において認定特定行為従事者研修として、在宅医療を支える人材の育成がなされています。しかしながら法制化後は研修が訪問介護事業所や、指導する訪問看護事業所の負担となっているとの声があります。そこでこの度、勇美記念財団の助成を受け、法制化の影響はどのような形で出ているのか、実態調査を実施することといたしました。

ご多用中たいへん恐縮ですが、実態を把握し、実態に即した研修のあり方を検討してまいりますと存じますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

謹白

平成26年1月

研究者 遠藤 美紀
(仙台往診クリニック 研究部 次長)

【調査名】

在宅におけるたんの吸引等サービス提供事業所が行う研修・支援体制と阻害要因に関する実態調査

【調査対象者】

- 宮城県内訪問介護事業所・・・調査票一-A
- 宮城県内訪問看護事業所・・・調査票一-B
- 全国都道府県担当部署・・・調査票一-C

【調査の実施主体】

この調査は、公益財団法人在宅医療助成勇美記念財団 2013年度（前期）一般公募「在宅医療研究への助成」『在宅におけるたんの吸引等サービス提供事業所が行う研修・支援体制と阻害要因に関する実態調査』により仙台往診クリニック遠藤美紀（研究部 次長）が行うものです。集計・解析は仙台往診クリニック研究部が実施いたします。

【プライバシーの保護について】

個人情報保護法を遵守し、得られた結果は統計的に処理いたします。個人が特定されるデータとして公表されることはありません。調査内容は皆様の個人情報を含んでおりますので、厳重に管理し、研究成果を開示する際も、貴施設が特定されるような情報は公表しません。

【調査票配布対象先】

宮城県ホームページ介護サービス事業者リスト掲載の訪問介護事業所および訪問看護事業所
各都道府県担当部署

【調査同意の可否】

この調査への協力を拒否されたり、同意を取り消されても今後貴施設に何らかの不利が生じることは全くございません。

◇以上この調査の趣旨をご理解頂けましたら、以下をお読み頂き、ご回答賜りますようお願い申し上げます。

調査の趣旨を理解いたしました。(☑を入れてください。)

- 1. はい 2. いいえ

調査に協力することに同意します。(☑を入れてください。)

- 1. はい 2. いいえ

ご回答頂きましたアンケートは、同封の返信封筒に入れて、

2月12日(水)までにポストに投函をお願いいたします(郵送料はかかりません)。

この調査に関するご質問やお問い合わせ等は、下記までお願いいたします。

仙台往診クリニック研究部

担当：遠藤・佐々木

〒980-0013 仙台市青葉区花京院2丁目1-7

TEL：022-722-3866(平日9～17時) FAX：022-722-3877(24時間)

e-mail：kenkyu@oushin-sendai.jp

調査対象：訪問介護事業所管理者 調査表一A

問1 事業所を開設してからの期間をお答えください。

_____年

問2 貴事業所の訪問介護に携わっている人員をお答えください。

資格	常勤	非常勤
訪問介護員	人	人
うち介護福祉士	人	人

問3 貴事業所で実施している事業について○をつけてください。

事業	実施しているものに○
介護保険による訪問介護	
障害者総合支援法による重度訪問介護	

問4 たん吸引等の制度について理解していますか。

1. よく理解している
2. だいたい理解している
3. いくらか理解している
4. ほとんど理解していない
5. まったく理解していない

問5 たん吸引等の研修の仕組みについて理解していますか

1. よく理解している
2. だいたい理解している
3. いくらか理解している
4. ほとんど理解していない
5. まったく理解していない

問6 刑法第37条の「緊急避難」のことを知っていますか。

1. 知らない。
2. 言葉だけ知っているが内容はよくわからない。
3. 内容も知っているが、事業所内での周知徹底はしていない。
4. 内容も知っており、事業所内で周知徹底している。

問7 たん吸引や経管栄養の支援が必要な利用者の人数をお答えください。(今現在)

全ての利用者数 _____人

たん吸引が必要な利用者

_____人 (うち気管カニューレ装着者 _____人)

上記のうち、貴事業所の介護員が吸引を実施している利用者

_____人 (うち気管カニューレ装着者 _____人)

胃ろう・腸ろうからの経管栄養が必要な利用者

_____人

上記のうち、貴事業所の介護員が経管栄養を実施している利用者

_____人

経鼻経管からの経管栄養が必要な利用者

_____人

上記のうち、貴事業所の介護員が経管栄養を実施している利用者

_____人

問8 貴事業所の職員が2012年4月の法制化以前に吸引を実施したことはありましたか。

1. あった
2. なかった

問9 法制化前に吸引を実施したことのある事業所の方のみお答えください。
法制化後に経過措置として研修免除で宮城県から認定特定行為業務従事者認定証を交付された介護員の人数をお答えください。

_____人

問10 法制化後に、たん吸引等の研修を受講した介護員はいいますか。

1. いる → 問11へお進みください。
2. いない → 問12へお進みください。

問 11 法制化後に、研修を受講して認定証を得た介護員の人数をお答えください。
(試行事業で取得した方はその人数も含めてください。)

第1号研修 (不特定の者対象)	人
第2号研修 (不特定の者対象)	人
第3号研修 (特定の者対象)	人

問 12 貴事業所では、法制化後の研修受講のための時間と費用の扱いをどのようなにしていますか。又はどのようなにしたいとお考えですか。第1号第2号研修、第3号研修それぞれについて、あてはまるところに○をつけてください。

研修時間の取扱い	交通費		宿泊費		テキスト代		基本研修費用		実地研修費用	
	事業所負担	個人負担	事業所負担	個人負担	事業所負担	個人負担	事業所負担	個人負担	事業所負担	個人負担
有給										
無給										
勤務時間										
勤務時間外扱い										
第1号第2号研修										
第3号研修										

参考

第1号第2号研修
宮城県では年に1回募集をかけ実施しています。基本研修の講義50時間(9日間)受けテストをし、演習が1日あり、実地研修は特別養護老人ホーム等で数日かけて行っています。気管カニューレからの吸引、経鼻栄養については、実地研修に協力してもらえない利用者や指導者の確保が困難なため、実質第1号の認定を得ることは大変困難な状況です。実地研修は評価表に沿って実施し、口腔が10回、それ以外は各々20回以上実施し、7割成功・最終3回連続成功が合格ラインです。基本研修費用は無料ですが、テキスト代2,100円と資料代2,000円がかかります。実地研修は6,000円、保険料2,000円となっています。

第3号研修

民間の登録研修機関で実施しています。毎月行っているところもあれば、様々です。基本研修は講義8時間と演習を合わせて1日半~2日程度、実地研修は1~2日程度で実施しています。基本研修は1度受講すれば次からは免除になりますが、実地研修は担当利用者が増えるごとに毎回受講しなくてはなりません。実地研修は問題なくできるまで、評価表に沿って2回成功が合格ラインです。研修費用は研修機関により異なりますが、基本研修が10,000円以上、実地研修10,000円程度のところが多いようです。

可能な行為	吸引				経管栄養	
	口腔	鼻腔	気管カニューレ	胃ろう腸ろう	経鼻経管	経鼻経管
認定の種類						
不特定の者対象	○	○	○	○	○	○
第1号	○	○	○	○	○	○
第2号	○	○	×	○	○	×
第3号	○	○	×	○	○	×
特定の者対象	利用者に必要な項目					

問 13 法制化後の研修について、以下の項目ではどの程度負担と感じていますか。それぞれの項目について、4段階のうちあてはまる数字に○をつけてください。

1	2	3	4
負担はない	やや負担である	負担である	とても負担である
第1号第2号研修について			
基本研修が50時間(演習合わせ10日)かかる			
実地研修が数日かかる			
研修を受講するために仕事を休む			
研修を受講するための費用がかかる			
研修にかかる書類作成等の事務手続きが多い			
研修を受けても、第1号の認定が得にくい			
制度や研修の仕組みを理解する			
第3号研修について			
基本研修が1日半~2日程度かかる			
実地研修を受講するための時間が、利用者が増えるたびに			
かかる			
研修を受けて認定を得ても、利用者が亡くなったり担当変更になると認定を喪失する			
研修を受講するために仕事を休む			
基本研修を受講するための費用がかかる			
実地研修を受講するための費用が増えるたびに			
かかる			
研修にかかる書類作成等の事務手続きが多い			
制度や研修の仕組みを理解する			

問 14 研修についてどのように考えていますか。それぞれの項目について、4段階のうちあてはまる数字に○をつけてください。

1	2	3	4
思わない	やや思う	思う	とても思う

研修について

必要な知識を得るために必要	1	2	3	4
確かな技術を得るために必要	1	2	3	4
利用者や家族へのより良い支援を行うために必要	1	2	3	4
医療職との連携のために必要	1	2	3	4
これからの時代に対応するために必要	1	2	3	4
短い時間で不特定の第1号の認定が取れるとよい	1	2	3	4
少ない費用で不特定の第1号の認定が取れるとよい	1	2	3	4
不特定の第1号の認定が取れるなら、現在の研修時間のままでよい	1	2	3	4
不特定の第1号の認定が取れるなら、ある程度費用が高くなってもかまわない	1	2	3	4
第3号の実地研修は、利用者ごとに受けられるので安心である	1	2	3	4
第3号の認定を得て、一定の経験を重ねていれば不特定の認定を与えるべき	1	2	3	4

問 15 研修の拘束時間と費用がどれくらいなら受講しますか。

種類	研修の拘束時間 (合計時間数)	費用
基本研修の講義 (現在: 50時間 県が実施で費用無料)	時間	円
1号 実地研修 (現在: 口腔 10回、鼻腔・気管・胃腸・経鼻 20回以上で合格するまで。費用 6,000円)	時間	円
基本研修の講義 (現在: 50時間 県が実施で費用無料)	時間	円
2号 実地研修 (現在: 口腔 10回、鼻腔・気管・胃腸 20回以上で合格するまで。費用 6,000円)	時間	円
基本研修の講義 (現在: 8時間 費用 10,000円以上)	時間	円
3号 実地研修 (現在: 利用者に必要な項目が問題なくできるまで。費用 10,000円程度)	時間	円

問 16 今後ますます高齢者が増加し、吸引や経管栄養の医療的ケアが必要な方が増えていく見込みです。貴事業所では今後医療的ケアが必要な方々への支援についてどのように考えていますか。あてはまる番号ひとつに○を付け、その理由もお答えください。

1. 第1号2号研修を受けて、医療的ケアが必要な方からの依頼はなるべく受けたい。
2. 第3号研修を受けて、医療的ケアが必要な方からの依頼はなるべく受けたい。
3. 研修は最小限にとどめ、どうしてもという依頼の時だけ受けたい。
4. 研修も受けず、依頼も断っていききたい。
5. その他 ()
【上記の理由】

問 17 介護職員のためのたん吸引等の制度や研修に関するご意見を、自由に記入ください。
自由記載

貴事業所について、差し支えなければ以下の項目をご記入ください。なお、所在地(市区町村名)はご記入くださいますようお願いいたします。

事業所名		
所在地	〒	-
	市区町村名 (必須)	市区町村

～以上でアンケートは終わりです。ご協力誠にありがとうございます。～

訪問看護事業所管理者様

『在宅におけるたんの吸引等サービス提供事業所が行う
研修・支援体制と阻害要因に関する実態調査』
ご協力のお願い

謹啓

初春の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
病気をもちつつも可能な限り住み慣れた場所で、吸引や経管栄養が必要な方々も、介護員の方々に支えられながら過ごしておられます。
介護員のたん吸引等の医療行為は、2012年4月より法律で認められ、各県において認定特定行為従事者研修として、在宅医療を支える人材の育成がなされています。しかしながら法制化後は研修が訪問看護事業所や、指導する訪問看護事業所の負担となっているとの声があります。そこでこの度、勇美記念財団の助成を受け、法制化の影響はどのような形で出ているのか、実態調査を実施することといたしました。

ご多用中たいへん恐縮ですが、実態を把握し、実態に即した研修のあり方を検討してまいりますと存じますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

謹白

平成26年1月

研究者 遠藤 美紀
(仙台往診クリニック 研究部 次長)

【調査名】

在宅におけるたんの吸引等サービス提供事業所が行う研修・支援体制と阻害要因に関する実態調査

【調査対象者】

宮城県内訪問看護事業所・・・調査票-A
宮城県内訪問看護事業所・・・調査票-B
全国都道府県担当部署・・・調査票-C

【調査の実施主体】

この調査は、公益財団法人在宅医療助成勇美記念財団 2013年度（前期）一般公募「在宅医療研究への助成」『在宅におけるたんの吸引等サービス提供事業所が行う研修・支援体制と阻害要因に関する実態調査』により仙台往診クリニック遠藤美紀（研究部 次長）が行うものです。集計・解析は仙台往診クリニック研究部が実施いたします。

【プライバシーの保護について】

個人情報保護法を遵守し、得られた結果は統計的に処理いたします。個人が特定されるデータとして公表されることはありません。調査内容は皆様の個人情報を含んでおりますので、厳重に管理し、研究成果を開示する際も、貴施設が特定されるような情報は公表しません。

【調査票配布対象先】

宮城県ホームページ介護サービス事業者リスト掲載の訪問看護事業所および訪問看護事業所
全国都道府県担当部署

【調査同意の可否】

この調査への協力を拒否されたり、同意を取り消されても今後貴施設に何らかの不利が生じることは全くございません。

◇以上この調査の趣旨をご理解頂けましたら、以下をお読み頂き、ご回答賜りますようお願い申し上げます。

調査の趣旨を理解いたしました。(☑を入れてください。)

☐ 1. はい ☐ 2. いいえ

調査に協力することに同意します。(☑を入れてください。)

☐ 1. はい ☐ 2. いいえ

ご回答頂きましたアンケートは、同封の返信封筒に入れて、

2月12日(水)までにポストに投函をお願いいたします。(郵送料はかかりません)。

この調査に関するご質問やお問い合わせ等は、下記までお願いいたします。

仙台往診クリニック研究部

担当：遠藤・佐々木

〒980-0013 仙台市青葉区花京院2丁目1-7

TEL：022-722-3866(平日9～17時) FAX：022-722-3877(24時間)

e-mail：kenkyu@oushin-sendai.jp

調査対象：訪問看護事業所管理者 調査表一B

問1 事業所を開設してからの期間をお答えください。

_____年

問2 貴事業所の訪問看護に携わっている人員をお答えください。

資格	常勤	非常勤
看護師、保健師、助産師	人	人
准看護師	人	人

問3 貴事業所で、介護員のたん吸引等の指導者資格を取得している看護職の人数をお答えください。

(参考：宮城県では、第1号第2号の指導者資格は宮城県が年1回募集し2日間かけて取得。第3号の指導者資格は自己学習でいつでも取得可能です。准看護師の方は指導者資格が得られません。)

資格	常勤	非常勤
第1号第2号の不特定に者に対する指導者資格	人	人
第3号の特定の者に対する指導者資格	人	人

問4 たん吸引等の制度について理解していますか。

- よく理解している
- だいたい理解している
- いくらか理解している
- ほとんど理解していない
- まったく理解していない

問5 たん吸引等の研修の仕組みについて理解していますか

- よく理解している
- だいたい理解している
- いくらか理解している
- ほとんど理解していない
- まったく理解していない

問6 刑法第37条の「緊急避難」を知っていますか。

- 知らない。
- 言葉だけ知っているが内容はよくわからない。
- 内容も知っているが、介護員を指導する際に触れてはいない。
- 内容も知っており、介護員を指導する際に話している。

問7 貴事業所では、2012年4月の法制化以前に介護員に対して吸引指導を実施していましたが。

- 実施していた
- 実施していなかった

問8 法制化後に、たん吸引等の実地研修指導を実施しましたか。

- 実施した
- 実施していない

参考

第1号第2号研修

宮城県では年に1回募集をかけた実施しています。基本研修の講義50時間(9日間)受けテストをし、演習が1日あり、実地研修は特別養護老人ホーム等で数日かけて行っています。気管カニューレからの吸引、経鼻経管栄養については、実地研修に協力してもらえらる利用者や指導者の確保が困難なため、実質第1号の認定を得ることは大変困難な状況です。実地研修は評価表に沿って実施し、口腔が10回、それ以外は各々20回以上実施し、7割成功・最終3回連続成功が合格ラインです。基本研修費用は無料ですが、テキスト代2,100円と資料代2,000円がかかります。実地研修は6,000円、保険料2,000円となっています。

第3号研修

民間の登録研修機関で実施しています。毎月行っているところもあれば、様々です。基本研修は講義8時間と演習を合わせて1日半~2日程度、実地研修は1~2日程度で実施しています。基本研修は1度受講すれば次からは免除になりますが、実地研修は担当利用者が増えるごとに毎回受講しなくてはなりません。実地研修は問題なくできるまで、評価表に沿って2回成功が合格ラインです。研修費用は研修機関により異なりますが、基本研修が10,000円以上、実地研修10,000円程度のところが多いようです。

可能な行為 認定の種類	吸引				経管栄養	
	口腔	鼻腔	気管カニューレ	胃ろう腸ろう	経鼻経管	
不特定の者対象	○	○	○	○	○	○
第1号	○	○	○	○	○	○
第2号	○	○	○	○	○	○
第3号	○	○	×	○	○	×
特定の者対象	利用者に必要な項目					

問9 法制化後の実地研修指導について、以下の項目ではどの程度負担と感じていますか。又は感じると思われますか。それぞれの項目について、4段階のうちあてはまる数字に○をつけてください。

1	2	3	4
負担はない	やや負担である	負担である	とても負担である
実地研修指導について			
研修指導のために時間を取られる			
実地研修の指導料が少ない(採算が合わない)			
研修にかかる書類作成			
研修にかかる連絡調整			
制度や研修の仕組みの理解			
指導した介護員に医療的ケアを任せられるかの判断			
利用者の個別性を考慮した際の研修の評価			

問10 介護員の研修についてどのように考えていますか。それぞれの項目について、4段階のうちあてはまる数字に○をつけてください。

1	2	3	4
思わない	やや思う	思う	とても思う

介護員の研修について

必要な知識を得るために必要	1	2	3	4
確かな技術を得るために必要	1	2	3	4
利用者や家族へのより良い支援を行うために必要	1	2	3	4
医療職との連携のために必要	1	2	3	4
これからの時代に対応するために必要	1	2	3	4
短い時間で不特定の第1号の認定が取れるとよい	1	2	3	4
少ない費用で不特定の第1号の認定が取れるとよい	1	2	3	4
不特定の第1号の認定が取れるなら、現在の研修時間のままでよい	1	2	3	4
不特定の第1号の認定が取れるなら、ある程度費用が高くするのは仕方ない	1	2	3	4
第3号の実地研修は、利用者ごとに受けられるのでよい	1	2	3	4
第3号の認定を得て、一定の経験を重ねていれば不特定の認定を与えるべき	1	2	3	4

問11 研修の時間と費用はどれくらいであるべきだとお考えですか。実地研修の費用に関しては現在の研修内容で貴事業所が指導するとした場合、指導に見合うと思われる金額をお書きください。

種類	研修の時間 (合計時間数)	費用
第1号 基本研修の講義 (現在：50時間 県が実施で費用無料) 実地研修 (現在：口腔10回、鼻腔・気管・胃腸・経鼻20回以上で合格するまで。費用6,000円)	時間	円
第2号 基本研修の講義 (現在：50時間 県が実施で費用無料) 実地研修 (現在：口腔10回、鼻腔・気管・胃腸20回以上で合格するまで。費用6,000円)	時間	円
第3号 基本研修の講義 (現在：8時間 費用10,000円以上) 実地研修 (現在：利用者に必要な項目が問題なくできるまで。費用10,000円程度)	時間	円

問12 今後ますます高齢者が増加し、吸引や経管栄養の医療的ケアが必要な方が増えていく見込みです。貴事業所では介護員に対する吸引等の指導についてどのように考えていますか。あてはまる番号1と2に○を付け、その理由もお答えください。

1. 第1号第2号および第3号の指導者資格を取り、第1号第2号および第3号の実地研修依頼はなるべく断らずに受けたい
2. 第3号の指導者資格を取り、第3号の実地研修依頼はなるべく断らずに受けたい
3. 第1号第2号および第3号の資格も念のため取っておくが、どうしてもという依頼の時だけ受けたい
4. 第3号の資格を念のため取っておくが、どうしてもという依頼の時だけ受けたい
5. 依頼は断っていききたい
6. その他 ()
【上記の理由】

問13 介護職員のためのたん吸引等の制度や研修に関するご意見を、自由に記載してください。

自由記載

--

貴事業所について、差し支えなければ以下の項目をご記入ください。なお、所在地（市区町村名）はご記入いただきますようお願いいたします。

事業所名		
所在地	〒	-
	市区町村名 (必須)	市区 町村

～以上でアンケートは終わります。ご協力誠にありがとうございました。～

都道府県たん吸引等研修ご担当者様

在宅におけるたんの吸引等サービス提供事業所が行う
研修・支援体制と阻害要因に関する実態調査』
ご協力をお願い

謹啓

初春の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
病気をもちつつも可能な限り住み慣れた場所で、吸引や経管栄養が必要な方々も、介護員の方々に支えられながら過ごしておられます。

介護員のたん吸引等の医療行為は、2012年4月より法律で認められ、各県において認定特定行為従事者研修として、在宅医療を支える人材の育成がなされています。しかしながら法制化後は研修が訪問介護事業所や、指導する訪問看護事業所の負担となつていとの声があります。そこでこの度、勇美記念財団の助成を受け、法制化の影響はどのような形で出ているのか、実態調査を実施することといたしました。

ご多用中たいへん恐縮ですが、実態を把握し、実態に即した研修のあり方を検討してまいりたいと存じますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

謹白

平成26年1月

研究者 遠藤 美紀
(仙台往診クリニック 研究部 次長)

【調査名】

在宅におけるたんの吸引等サービス提供事業所が行う研修・支援体制と阻害要因に関する実態調査

【調査対象者】

宮城県内訪問介護事業所・・・調査票ーA
宮城県内訪問看護事業所・・・調査票ーB
全国都道府県担当部署・・・調査票ーC

【調査の実施主体】

この調査は、公益財団法人在宅医療助成勇美記念財団 2013年度（前期）一般公募「在宅医療研究への助成」『在宅におけるたんの吸引等サービス提供事業所が行う研修・支援体制と阻害要因に関する実態調査』により仙台往診クリニック遠藤美紀（研究部 次長）が行うものです。集計・解析は仙台往診クリニック研究部が実施いたします。

【プライバシーの保護について】

個人情報保護法を遵守し、得られた結果は統計的に処理いたします。個人の情報や特定の施設の情報が入っていた場合は、個人や特定の施設が特定されるデータとして公表されることはありません。

【調査票配布対象先】

宮城県ホームページ介護サービス事業者リスト掲載の訪問介護事業所および訪問看護事業所
全国都道府県担当部署

【調査同意の可否】

この調査への協力を拒否されたり、同意を取り消されても今後貴施設に何らかの不利が生じることは全くございません。

◇以上この調査の趣旨をご理解頂けましたら、以下をお読み頂き、ご回答賜りますようお願い申し上げます。

調査の趣旨を理解いたしました。(☑を入れてください。)

☐ 1. はい ☐ 2. いいえ

調査に協力することに同意します。(☑を入れてください。)

☐ 1. はい ☐ 2. いいえ

ご回答頂きましたアンケートは、同封の返信封筒に入れて、

2月18日(火)までにポストに投函をお願いいたします(郵送料はかかりません)。

この調査に関するご質問やお問い合わせ等は、下記までお願いいたします。

仙台往診クリニック研究部

担当：遠藤・佐々木

〒980-0013 仙台市青葉区花京院2丁目1-7

TEL：022-722-3866(平日9～17時) FAX：022-722-3877(24時間)

e-mail：kenkyu@oushin-sandai.jp

調査対象：都道府県たん吸引等研修担当部署 調査表一C

問1 貴都道府県内の研修実施状況、登録研修機関の数を教えてください。

	都道府県で実施の場合	登録研修機関で実施の場合は○	登録研修機関数 平成25年12月末現在	ヶ所
第1号研修				ヶ所
第2号研修				ヶ所
第3号研修				ヶ所

問2 登録特定行為事業者数を教えてください。

	事業者数 平成25年12月末現在	ヶ所
老人保健法・介護保険法関係の施設・事業所		ヶ所
障害者自立支援法・児童福祉法(障害児)関係の施設・事業所		ヶ所
生活保護法の関係の施設・事業所		ヶ所

問3 平成24年4月～平成25年3月まで、および平成25年4月～平成25年12月の認定証発行人数・件数を教えてください。

	平成24年4月～平成25年3月	平成25年4月～平成25年12月
第1号研修	うち訪問介護従事者	人
	うち重度訪問介護従事者	人
第2号研修	うち訪問介護従事者	人
	うち重度訪問介護従事者	人
第3号研修	うち訪問介護従事者	件
	うち重度訪問介護従事者	件

問4 指導者の養成はどのように実施していますか。方法を教えてください。

	方法
第1号第2号指導者養成	
第3号指導者養成	

問5 指導者の数をお答えください。

	医師	看護職
第1号第2号指導者	人	人
第3号指導者	人	人

問6 貴都道府県において、介護職員のためのたん吸引等の制度や研修に関して多くあげられているご意見や、都道府県から国へあげている質問や意見や要望などございましたらご記入ください。(書ききれない場合は用紙を追加してお願いいたします。)

自由記載

都道府県名	
担当部署名	

～以上でアンケートは終わりです。ご協力誠にありがとうございます。～